

# 『消えた年金』のその後

**1. 370万人**

記録が回復 ※25年12月時点  
(一人、2記録の回復もあり)

受給者702万人、被保険者等668万人

**2. 1兆円**

取り戻した生涯年金額  
(集計分のみ)

※25年12月時点

紙台帳とコンピュータ記録

**7,862万人分の照合終了** ※26年1月時点

全対象者7,900万人(紙台帳の枚数約6億件)の99%

平成26年5月20日  
 厚生労働省年金部年金課(4)

# 未統合記録(5,095万件)の状況と今後の対応

<平成25年12月時点>

<b>I</b> <b>&lt;解明された記録&gt;</b>  2,998万件	(1)基礎年金番号に統合済みの記録 1,755万件
	(2)死亡者に関連する記録及び年金受給に結び付かない記録 1,243万件 ( ① 死亡者に関連する記録 689万件 ② 年金受給に結び付かない記録 553万件 )
<b>II</b> <b>&lt;解明作業中          又はなお解明を要する記録&gt;</b>  2,097万件	(1)現在調査中の記録 (ご本人からの回答に基づき記録を調査中) 4万件
	(2)名寄せ特別便等の対象となったが、未回答等のため持ち主が判明していない記録 853万件 ( ・ご本人から未回答のもの 315万件 ・「自分のものではない」と回答のあったもの 194万件 ・お知らせ便の未到達のもの 53万件 ・その他(注1) 291万件 )
	(3)持ち主の手がかりがいまだ得られていない記録 924万件 ( ~想定される例~ ・死亡していると考えられるもの ・国外に転居していると考えられるもの ・届出誤り(誤った氏名・生年月日)により収録されたもの ・事情により別の氏名や別の生年月日で届出したもの )
	(4) (1)~(3)の記録と同一人と思われる記録(注2) 316万件

人数ベース 1,370万人  
 ( 受給者 702万人  
 被保険者等 668万人 )

・10年未満の記録についても黄色便を送付(24年6月)  
 ・特別便、定期便が未到達の方に対して直近の住基情報と突合の上、再送付(24年2月)

毎月6万件  
 2ヶ月分!

日本年金機構における紙台帳検索システムを用いた持ち主検索作業(23年8月)

ねんきんネットでの検索(25年1月末)

見直し  
 手直し  
 4/20  
 <9%以下>  
 見直し

※端数処理の関係上、各項目の合計と未統合記録との間に差が生じる場合がある。  
 (注1)「その他」は、「訂正がある」との回答だったが、調査の結果ご本人のものではなかったもの、「基礎年金番号のある記録と名寄せされたが、その記録が対象記録と期間重複があり特別便の対象からはずれたもの」、「黄色便の送付対象として氏名等の補正を行ったが、基礎年金番号のある記録と名寄せされず、黄色便が送付されなかったもの」等  
 (注2) (4)は、(1)~(3)の記録と氏名、生年月日、性別の3項目が一致した記録

# ご本人から未回答の記録や「自分のものではない」と回答のあった記録について

平成23年3月の調査対象

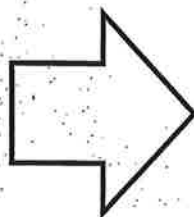
平成25年12月現在

## 210万件

平成23年3月当時、  
3,000件を抽出し  
サンプル調査を実施

- ①1次名寄せ対象者で記録に  
期間重複がある方
- ②2次名寄せ対象者  
のうち、「未回答」又は「訂正  
なし」の方

3.5%



## 509万件

ご本人から未回答の記録  
315万件

「自分のものではない」と回答のあった記録  
194万件

- ①「名寄せ特別便」の回答が「未回答」  
又は「訂正なし」の方
- ②「黄色便」の回答が「未回答」  
又は「訂正なし」の方

※ 電話や訪問調査、定期便によるフォローアップによっても持ち主が  
判明しなかった記録が含まれている。

※ 509万件について電話や訪問調査等を行った場合、平成23年3月当時の  
推計を用いて機械的に単純計算すると、約260億円。 510019

平成26年5月27日  
厚生労働省職業安定局  
首席職業指導官室

ハローワークの求人票における求人条件と実際の労働条件の相違に係る  
苦情等の内訳について（厚生年金に関すること）

- 平成24年度に求人票の記載内容と実際の労働条件等に相違があったとして求職者から苦情・申出があった7,783件のうち、厚生年金に関することは316件であったが、その内容等について、サンプル的に調査（母数：33件）した結果は以下のとおり。

【苦情・申出の内容について】

- ・ 試用期間中における厚生年金の加入がないという内容のものが5件
- ・ 一定期間（例えば3か月など）は厚生年金の加入がないという内容のものが3件
- ・ 上記のほか、厚生年金の加入がないという内容のものが25件

【対応状況について】

- ・ 求人受理ハローワークから事業所に対する事実確認により事業所への指導が必要であると確認した19件について、適正に加入手続きを行うよう指導を行った。

19件

19/33

全社に届くまでのやり直し = 16件

19件 + 16件 = 35件

ハローワーク求人の厚生年金に係る申出内容等について

通し番号	申出内容	申出者が事業所に対する 接触を希望しないもの
1	試用期間中に社会保険加入がなされない。(ハローワークから指導済。)	
2	試用期間中に社会保険加入がなされない。(ハローワークから指導済。)	
3	試用期間中に社会保険加入がなされない。(ハローワークから指導済。)	
4	試用期間中に社会保険加入がなされない。	○
5	試用期間中に社会保険加入がなされない。	○
6	3か月～6か月の研修期間中に社会保険に加入してもらえない。 (ハローワークから指導済。)	○
7	最初の3か月は社会保険に加入してもらえない。	○
8	最初の3か月は社会保険に加入してもらえない。	○
9	社会保険に加入してもらえない。(ハローワークから指導済。)	
10	社会保険に加入してもらえない。(ハローワークから指導済。)	
11	社会保険に加入してもらえない。(ハローワークから指導済。)	
12	社会保険に加入してもらえない。(ハローワークから指導済。)	
13	社会保険に加入してもらえない。(ハローワークから指導済。)	
14	社会保険に加入してもらえない。(ハローワークから指導済。)	
15	社会保険に加入してもらえない。(ハローワークから指導済。)	
16	社会保険に加入してもらえない。(ハローワークから指導済。)	
17	社会保険に加入してもらえない。(ハローワークから指導済。)	
18	社会保険に加入してもらえない。(ハローワークから指導済。)	
19	社会保険に加入してもらえない。(ハローワークから指導済。)	
20	社会保険に加入してもらえない。(ハローワークから指導済。)	
21	社会保険に加入してもらえない。(ハローワークから指導済。)	○
22	社会保険に加入してもらえない。(ハローワークから指導済。)	○
23	社会保険に加入してもらえない。	○
24	社会保険に加入してもらえない。	○
25	社会保険に加入してもらえない。	○
26	社会保険に加入してもらえない。	○
27	社会保険に加入してもらえない。	○
28	社会保険に加入してもらえない。	○
29	社会保険に加入してもらえない。	○
30	社会保険に加入してもらえない。	○
31	社会保険に加入してもらえない。	○
32	適用事業所として手続き中で、社会保険の加入まで かなり時間がかかると言われた。(ハローワークから指導済。)	
33	国民年金に加入するよう言われた。	○

※平成24年度において、厚生年金に関して、求人票の記載内容と実際の労働条件に相違があったとして、求職者から苦情・申出があった316件のうちの一部について、厚生労働省職業安定局首席職業指導官室において、具体的な内容等を確認し、まとめたもの。

## 厚生年金の適用対策等の状況（平成24年度）

### ○ 適用調査対象事業所に対する適用対策（加入勧奨・指導等）の結果

- ・ 適用した事業所数 8, 322事業所
- ・ 適用した被保険者数 35, 100人

（参考）適用促進策実施事業所数

- ・ 外部委託による加入勧奨 207, 365事業所
- ・ 職員による重点的加入指導 23, 361事業所

> 23万

※上記の他にも、各年金事務所において加入勧奨を実施

### ○ 適用事業所に対する事業所調査の結果

- ・ 調査した事業所数 491, 188事業所
- ・ 適用した被保険者数 21, 778人

180万事業所

×4倍

（上記は、事業所調査で適用もれを指摘した8, 144事業所の人数の合計）